

平成 23 年 12 月 16 日

指定管理者の指定について
(練馬区立中村南スポーツ交流センター)

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立中村南スポーツ交流センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

東京ドームグループ

構成団体（代表） 株式会社 東京ドーム
(東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号)

構成団体 株式会社 東京ドームスポーツ
(東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号)

構成団体 株式会社 東京ドームファシリティーズ
(東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号)

(2) 所在地

東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号

(3) 代表者

株式会社 東京ドーム 代表取締役社長 久代 信次

3 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成 23 年 4 月 21 日 第 1 回指定管理者選定小委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、

指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

- 5月20日 平成23年度第1回指定管理者選定委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
- 7月25日 第2回指定管理者選定小委員会
(企画提案書作成要項の審議)
- 8月1日 企画提案書作成要項配布
- 8月16日 申請に対しての説明会開催(団体を特定して実施)
- 9月2日 申請書類受付
- 9月7日 経営診断委託
- 10月1日 第3回指定管理者選定小委員会
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
- 11月4日 平成23年度第2回指定管理者選定委員会
(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の立場に立ったサービスを提供し、スポーツ振興の一層の充実、および地域に根差した施設運営が行われる等の理由により、東京ドームグループが、練馬区立中村南スポーツ交流センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

グループを構成する株式会社東京ドームには一部、預金対借入金等の比率が低いなど改善の必要が認められるが、株式会社東京ドームスポーツおよび株式会社東京ドームファシリティーズは資金力、借入金の返済能力が特に優れており、グループとしては平均的な状況にある。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程を定めるとともに個人情報統括管理責任者を置いた管理体制で、個人情報の管理に当たるなど、個人情報保護の意識は高い。情報公開制度に関する規程も既に制定している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与に関する規程、就業規則、法令の遵守等に関する行動規範が整備され、理事会・役員会も定期的に開催されている。

(4) 運営実績

東京ドームグループは都内の施設をはじめとして、全国 29 施設でスポーツ施設を中心に指定管理者として運営しており、スポーツ振興において十分な実績があり、今後も安定した支援を行う能力を有している。また、中村南スポーツ交流センターにおいて、開設時より指定管理者として運営を行っている。

(5) 効率的運営・効率化への取組

安全確保のための適切な人員の配置を今後行うと判断した。また、施設利用者に対する環境への配慮の呼び掛けや、省エネルギーによるコスト削減への取組の姿勢が示されている。

(6) 受託への熱意・意欲

平成21年1月から中村南スポーツ交流センターを指定管理者として運営し、地域でのスポーツ振興の成果を上げてきた。さらに、今後中村・豊玉地域でのスポーツ振興に一層努めたいという意欲がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

東京ドームグループ内に既にリスク管理委員会が設置され、「リスク管理規程」および「リスク管理プログラム」等が整備されている。東京ドームグループの近隣施設との連携や、防災センターを設置して 24 時間体制の連絡体制をとるなど、安全性への高い配慮がなされている。

(8) 施設管理運営体制

区の諸規程を遵守・熟知し、施設の管理運営を行うとした上で、サービス向上のための提案やプールの安全確保のための運営体制の提案がある。魅力ある自主事業や区民交流事業を行うほか、区の事業には積極的に協力すると表明している。また、総合型地域スポーツクラブ「豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブ プラッツ」についても引き続きバックアップしていくとしている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情を解決するためのマニュアルの整備や職員が利用者に接する際の接遇のあり方についての研修等にも取り組んでいる。加えて、学識経験者や利用者を加えた運営協議会を平成23年度中に設置する。

(10) 職員の育成

東京ドームグループが実施する基本研修・継続研修と共に、東京都人権啓発センターが開催する人権研修等への派遣も積極的に行ってきた。更に、職員の質的向上のため、サービス向上委員会等の専門委員会を設置する提案がある。

(11) 団体の理念・姿勢

企業活動の目的として、豊かな社会の実現に貢献することを挙げるとともに、企業活動の透明性、健全性、効率性を高めていくことを重要な経営課題と捉え、適時・適切に情報を開示している。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内業者を優先していく考えを持っている。職員の採用に当たり、今後とも、区民の雇用を推進していく考えでいる。

6 問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課 管理係

電話 03-5984-1372

FAX 03-5984-1221

指定管理者（東京ドームグループ）の評価結果
（練馬区立中村南スポーツ交流センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1)利益を上げる力の有無 (2)事業効率の状況 (3)資金力の有無 (4)借入金の返済能力の有無 (5)経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1)個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2)情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1)法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む。) (2)理事会・役員会などの構成の適正性 (3)理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1)同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2)既に運営している施設の状況 (3)過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組 (1)人員配置の適正性 (2)多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3)再委託の範囲の適正性 (4)事業計画と収支計画の適正性 (5)経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1)施設設置目的との整合性 (2)具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1)日常的な点検体制の有無・程度 (2)危機管理体制の有無・程度 (3)管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1)既存の区立体育館(プール併設)と同等以上のサービス水準の確保 (2)利用者ニーズに対応するための提案内容 (3)質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4)施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5)練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6)プール安全監視・救助等の体制 (7)トレーニング室運営事業の提案内容 (8)区民の交流事業の提案内容 (9)総合型地域スポーツクラブとの連携・協力	20点	16点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1)苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2)利用者への公平公正な対応 (3)利用者等の人権に対する姿勢 (4)職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1)職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1)団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2)団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1)区内事業者である。 (2)区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) (3)再委託における区内事業者の活用 (4)物品の区内業者からの調達	15点	12点
合 計	100点	79点